



埼玉県報

第 2 4 2 8 号
平成 2 4 年 9 月 2 8 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(自然環境課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則等の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

告示

- [県庁LANシステム構成機器賃借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業小島地区\(区画整理事業\)の工事完了\(大里農林振興センター\)](#)
- [本庄北部土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示\(都市計画課\)](#)
- [加須はなさき公園の供用面積拡大\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [一般国道463号の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷八潮線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷八潮線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [連携措置に係る連携科目等の指定の解除\(高校教育指導課\)](#)

規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号へ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第二十一条第一号へ中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第八条第一項に規定する再委託業務を行う施設」を「第七条第一項に規定する簡易郵便局」に改め、同条第三号口中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月28日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

埼玉県公安委員会規則第 6 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則等の一部を改正する規則

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則 (昭和60年埼玉県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表 7 の項中「南埼玉郡白岡町」を「白岡市」に、「大字上野田」を「上野田」に、「大字下野田」を「下野田」に改める。

(交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則 (昭和40年埼玉県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 久喜警察署の項及び別表第 2 久喜警察署の項中「南埼玉郡白岡町」を「白岡市」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第 3 条 埼玉県道路交通法施行細則 (昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表 2 の168の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字篠津」を「白岡市篠津」に改め、同表169の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字篠津」を「白岡市篠津」に、「南埼玉郡白岡町大字荒井新田」を「白岡市荒井新田」に改め、同表170の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字下大崎」を「白岡市下大崎」に改め、同表243の項中「南埼玉郡白岡町大字岡泉」を「白岡市岡泉」に、「南埼玉郡白岡町大字上野田」を「白岡市上野田」に改め、同表246の項中「南埼玉郡白岡町大字小久喜」を「白岡市小久喜」に改め、同表251の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字小久喜」を「白岡市小久喜」に、「南埼玉郡白岡町大字上野田」

を「白岡市上野田」に改め、同表252の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷」を「白岡市実ヶ谷」に、「南埼玉郡白岡町大字岡泉」を「白岡市岡泉」に改め、同表253の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字岡泉」を「白岡市岡泉」に改め、同表254の項中「白岡町道」を「白岡市道」に、「南埼玉郡白岡町大字上野田」を「白岡市上野田」に改め、同表288の項中「南埼玉郡白岡町大字野牛」を「白岡市野牛」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県庁LANシステム構成機器賃借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年7月20日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都品川区東品川2丁目2番8号スフィア
タワー天王洲

5 落札金額

732,795,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年6月5日

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人DNA研究会・健康な街づくり推進グループ
- 三 代表者の氏名
廣川 行夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市二ツ家四丁目二百五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて健康で文化的な生活を送れるよう、また誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
また社会性、透明性を重視し活動する。

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小江戸川越ケアマネジャー協会
- 三 代表者の氏名
入江 さゆり
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字石田二百四十三番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護支援専門員相互間の情報交換及び共通課題の検討並びに行政機関及び関係団体との連携及び協働を通して、介護支援専門員相互の協力体制の確立を図るとともに、介護支援専門員の資質及び専門性の向上を図り、もって、一般市民並びに要介護者及びその家族等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十二百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バオバブの木

三 代表者の氏名

石戸 真理

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十一番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ

三 代表者の氏名

桑山 和子

四 主たる事務所の所在地

飯能市落合二百九十番四

五 定款に記載された目的

本会は、地域住民が、困った時にはお互いに助け合い、地域社会を豊かで住みよくするために自主的な活動を行い、福祉の増進や男女共同参画社会の促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務・旅費事務担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電算企画株式会社 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号
- 5 落札金額
9,670,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年6月12日

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然に生きる会
- 三 代表者の氏名
小林 正 彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市児玉町下浅見六百三十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、主として環境の保全に関する事業を行い社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

三 代表者の氏名

若 盛 正 城

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町中一丁目七番地二十七

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの教育・保育・生活の質の向上や子育て支援の総合的な充実と、それに寄与する認定こども園の健全な発展と振興を指すとともに、すべての子どもの最善の利益が図られるよう子ども環境の整備に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ITプロ技術者機構

三 代表者の氏名

安 田 晃

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区皇山町三十一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの一般市民とりわけITに関心のある市民及びIT技術者に対し、情報化関連の、職域開拓、教育、各種支援、情報提供等に関する事業を行い、ITに携わる者に活躍の場の提供と自立支援を行い、夢と希望を与え、IT技術者をめざす若者を増加させ、日本のIT技術基盤の育成強化と科学技術立国に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
鯨 井 ク リ ニ ッ ク	熊 谷 市 新 堀 6 0 8 - 3	鯨 井 昇	訪 問 看 護	平 成 24 年 8 月 1 日
は ぐ さ 桃 園	熊 谷 市 下 奈 良 1 5 0 7 - 1	特 定 非 営 利 活 動 法 人 桃 園	介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 24 年 6 月 1 日
デ イ サ ー ビ ス ぱ る 蕨	蕨 市 錦 町 2 - 1 0 - 4	社 会 福 祉 法 人 ぱ る	介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 23 年 6 月 1 日
ひ ら の 歯 科 医 院	伊 奈 町 学 園 3 - 4 7 - 2	平 野 孝 昭	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ウ エ ル シ ア 薬 局 川 口 東 本 郷 店	川 口 市 東 本 郷 2 0 2 8 - 2	ウ エ ル シ ア 関 東 株 式 会 社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 8 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
デ イ サ ー ビ ス ス マ イ ル S P A	加 須 市 睦 町 2 - 6 - 2 7	株 式 会 社 K T コ ー ポ レ ー シ ョ ン	通 所 介 護	平 成 24 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
シ ン ワ ケ ア サ ー ビ ス	加 須 市 騎 西 4 0 - 5 パ テ リ ア C 1 階	株 式 会 社 国 土 信 和	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 9 月 1 日
シ ン ワ ケ ア サ ー ビ ス	加 須 市 騎 西 4 0 - 5 パ テ リ ア C 1 階	株 式 会 社 国 土 信 和	訪 問 介 護	平 成 24 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
デ イ サ ー ビ ス ゆ ら り 式 番 館	所 沢 市 小 手 指 町 4 - 9 - 1 9 鈴 木 ビ ル 1 0 1	株 式 会 社 ゆ ら り	通 所 介 護	平 成 24 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
在 宅 サ ポ ー ト 夢 ど こ ろ	入 間 市 扇 台 1 - 2 - 1 6	合 同 会 社 サ ポ ー ト セ ン タ ー 夢 処	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 7 月 1 日
彩 生 薬 局 東 方 店	深 谷 市 東 方 町 2 - 1 5 - 1 1	有 限 会 社 ケ ー ワ ン	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 9 月 1 日

			介護予防居宅療養管理指導	
介護老人保健施設 志木瑞穂の里	志木市上宗岡 2 - 2 0 - 1 7	医療法人瑞穂会	通所リハビリテーション	平成 24 年 8 月 29 日
			短期入所療養介護	
			介護老人保健施設	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
			訪問リハビリテーション	平成 24 年 9 月 1 日
介護予防訪問リハビリテーション				
居宅介護支援事業所 志木みずほ	志木市上宗岡 2 - 2 0 - 1 7	医療法人瑞穂会	居宅介護支援	平成 24 年 9 月 1 日
リハビリ型デイサービスてんとうむし	朝霞市本町 2 - 4 - 2 5 T - B L D 朝霞	有限会社エム・ケイ・ライフ	通所介護	平成 24 年 8 月 1 日
			介護予防通所介護	
訪問看護ステーション ほっと	秩父市下影森 8 8 8 - 5	有限会社たんぼぼ	訪問看護	平成 24 年 8 月 1 日
			介護予防訪問看護	
シニアライフサポートセンターデイフィットえみあす	狭山市富士見 2 - 2 1 - 2 7	株式会社エミアス	通所介護	平成 24 年 4 月 1 日
			介護予防通所介護	
テパ工鶴ヶ島	鶴ヶ島市松ヶ丘 1 - 5 - 2 2	株式会社 nino-nino	訪問介護	平成 24 年 9 月 1 日
			介護予防訪問介護	

ショートステイ アンミッコ	所沢市中富字松下1639-3	社会福祉法人天佑	短期入所生活介護	平成24年8月25日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年9月1日
ホームケアセンター寿苑	所沢市星の宮2-3-27	株式会社フォーディアライフ	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
ファークス くすのき台薬局	所沢市くすのき台1-12-20第6西村ビル1階	株式会社ファークス	居宅療養管理指導	平成24年8月13日
			介護予防居宅療養管理指導	
多機能ホーム つばさ	狭山市人間川3-12-10	株式会社シンエー	小規模多機能型居宅介護	平成24年10月1日
宏仁会高坂醫院	東松山市西本宿1759-1	医療法人社団宏仁会小川病院	訪問リハビリテーション	平成24年9月1日
			通所リハビリテーション	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防通所リハビリテーション	
スマイルデイサービス・楽	戸田市本町2-14-21アニバーサリー-戸田公園1F	有限会社平和ケアライフ	通所介護	平成24年8月28日
			介護予防通所介護	
ありのまんま	戸田市下前1-9-2パールハイツ101	株式会社生きいき	訪問介護	平成24年8月1日
			通所介護	
			介護予防訪問介護	
			介護予防通所介護	

			居宅介護支援	平成24年7月1日
デイサービス本舗 戸田公園	戸田市下前2-12-11	株式会社マインド	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
ハートフルデイサービスセンター	入間市宮前町3-26	有限会社Rインコーポレイテッド	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
マザーハウス 所沢	所沢市久米1348-5	合同会社 Agora	訪問介護	平成24年9月1日
			介護予防訪問介護	
デイサービス マザーハウス 所沢	所沢市久米1348-5	合同会社 Agora	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
ヘルスケアサポート	熊谷市村岡307-1	株式会社まごころの里	居宅介護支援	平成24年9月1日
Kファミリー 千代	熊谷市千代293-1	特定非営利活動法人Kファミリー	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
学研ココファン東大宮 HC	上尾市瓦葺1902-1	株式会社学研ココファン	訪問介護	平成24年8月1日
			介護予防訪問介護	
学研ココファン東大宮	上尾市瓦葺1902-1	株式会社学研ココファン	居宅介護支援	平成24年8月1日
デイハウス なでしこ	草加市柿木町1391	有限会社やまと	通所介護	平成24年9月1日
ヴェルペン訪問介護はらいちば	飯能市原市場555-1	株式会社ヴェルペンファルマ	訪問介護	平成24年8月1日

			介護予防訪問介護	
コスモ薬局 七左	越谷市七左町 2 - 2 9 5 - 2	株式会社コスモ調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 9 月 1 日
ゆめいろケア	越谷市花田 1 - 3 5 - 2 9 スカーレット東越谷 1 0 1	株式会社ゆめいろ	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 24 年 9 月 1 日
薬局 児玉	本庄市児玉町児玉 5 9 4 - 2	株式会社三平	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 8 月 1 日
新座北野グループホームそよ風	新座市北野 1 - 5 - 1 6	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
ショートステイ ケアサポートにいざ	新座市大和田 1 - 8 - 2	ケアサポート株式会社	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 24 年 9 月 1 日
デイサービスセンターケアサポートにいざ	新座市大和田 1 - 8 - 2	ケアサポート株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成 24 年 9 月 1 日
ケアサポートにいざ居宅介護支援事業所	新座市大和田 1 - 8 - 2	ケアサポート株式会社	居宅介護支援	平成 24 年 9 月 1 日
デイサービス くくのゆ	吉川市保 8 6 6 - 6	株式会社 coucou 愉	通所介護 介護予防通所介護	平成 24 年 9 月 1 日
訪問介護事業所 春陽	東松山市元宿 1 - 8 - 8	株式会社春陽	訪問介護	平成 24 年 9 月 1 日

			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所 春陽			居宅介護支援	
介護老人保健施設 きんもくせい庄和	春日部市上金崎 2 8	医療法人社団庄和会	介護老人保健施設	平成 24 年 9 月 1 日
医療法人社団 宏仁会小川病院	小川町原川 2 0 5	医療法人社団 宏仁会小川病院	訪問リハビリテーション	平成 24 年 9 月 1 日
			通所リハビリテーション	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防通所リハビリテーション	
富士見ケアセンターそよ風	富士見市鶴馬 3 5 4 7 - 1 2	株式会社ユニマツトそよ風	通所介護	平成 24 年 8 月 1 日
			短期入所生活介護	
			介護予防通所介護	
			介護予防短期入所生活介護	

告 示

埼玉県告示第千二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
ジャパンケア上尾	所 在 地	上尾市原新町6 - 46 EXA北上尾101号	上尾市原新町6 - 44 EXALT北上尾101号	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護
ジャパンケア上尾	所 在 地	上尾市原新町6 - 46 EXA北上尾101号	上尾市原新町6 - 44 EXALT北上尾102号	介護予防訪問入浴介護
				訪 問 入 浴 介 護
菩提樹	所 在 地	春日部市豊町2 - 7 - 2 デイサービス菩提樹2階	春日部市谷原3 - 13 - 5	居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第千三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
富 山 歯 科 医 院	戸 田 市 新 曾 南 1 - 1 1 - 1 9	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 2 4 年 8 月 2 8 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
く す の き 台 薬 局	所 沢 市 く す の き 台 1 - 1 2 - 1 8	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 2 4 年 8 月 1 2 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ホ ー ム ケ ア セ ン タ ー 寿 苑	所 沢 市 星 の 宮 2 - 3 - 2 7	通 所 介 護	平 成 2 4 年 8 月 3 1 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	

告 示

埼玉県告示第千二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者 名	指 定 年 月 日
さくら・介護ステーションふくふく新白岡	南埼玉郡白岡町新白岡1-19-1 キャリヌ・ベル102	介護予防訪問介護	株式会社あん・すりーる	平成24年9月30日
		訪 問 介 護		

告 示

埼玉県告示第千二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団ききょう会 伊奈クリニック	医療法人社団ききょう会	北足立郡伊奈町小室375-2-301	平成24年9月1日
たじま眼科・形成外科	田島 康弘	吉川市平沼940-2	平成24年7月1日
第1さくらい医院	医療法人櫻樹会	鴻巣市本町3-10-34	平成24年8月3日
医療法人社団清心会 くげづか診療所	医療法人社団清心会	本庄市北堀1295-2	平成24年9月1日
ひろ 歯 科	中牟田 博之	所沢市小手指町1-5小手指タワーズエヴァスカイタワー102	平成24年8月1日
なぎさ 歯 科 クリニック	村田 拓也	越谷市南越谷4-13-16住商ビル第二3階	平成24年6月1日
デンタルクリニックファミリー	野本 弘之	三郷市谷口692-1	平成24年8月1日
だ い ご 歯 科 クリニック	村山 大悟	戸田市本町5-13-26江口戸田公園ビル2階	平成24年9月3日
はまだ 歯 科 クリニック	濱田 憲明	久喜市鷲宮4-7-8	平成24年8月1日
医療法人謙孝会 エル歯科医院	医療法人謙孝会	熊谷市弥生1-19	平成24年9月1日
くろさわ 歯 科 医院	黒沢 誠人	熊谷市柿沼916-12	平成24年8月1日
ファミリー 歯 科	石橋 史朗	新座市馬場4-7-8-2階	平成24年8月1日
岡 部 薬 局	株式会社関東調剤薬局	深谷市岡3361-1	平成24年9月1日
ファーコスくすのき台薬局	株式会社ファーコス	所沢市くすのき台1-12-20第6西村ビル1階	平成24年8月13日
スクエア薬局 富永店	ファーマスクエア株式会社	鴻巣市本町3-10-34第2さくらいビル2階	平成24年8月1日

ウエルシア薬局川口東本郷店	ウエルシア関東株式会社	川口市東本郷2028-2	平成24年8月1日
日本調剤 わらび東口薬局	日本調剤株式会社	蕨市塚越1-2-14	平成24年9月1日
オーブ薬局 2号店	有限会社 河野メディカル	ふじみ野市上福岡1-14-45	平成24年9月1日
薬局 児玉	株式会社三平	本庄市児玉町児玉594-2	平成24年8月1日
ひふみ薬局	株式会社萩原薬局	本庄市北堀1295-1	平成24年9月1日
フレンド薬局	株式会社メディカルフレンド	行田市宮本16-24	平成24年9月1日
かりん薬局	糸部 かおり	東松山市材木町12-3	平成24年9月1日
訪問看護ステーション ほっと	有限会社たんぼぼ	秩父市下影森888-5	平成24年8月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
佐藤 憲秋		はあと整骨院	足立区新田3-25-5リバーサイドシティ1階	平成24年4月6日
鈴木 皓平		ほんごう接骨院	さいたま市見沼区東大宮4-23-1-106	平成24年6月16日
安田 隼人		新所沢東口駅前整骨院	所沢市松葉町11-13 1階	平成24年8月8日
小原 聡子		けやき接骨院	所沢市三ヶ島4-2241-3	平成24年8月1日
伊藤 誠人		ねむの木整骨院	吉川市保1-19-12	平成24年6月29日
井形 真祐美		ひまわり鍼灸接骨院	西東京市谷戸町2-13-4コンフォートNY100	平成24年8月1日

菅原 通斎		あ さ ひ 子 接 骨 院	足立区古千谷本町 2 - 2 4 - 1 0	平成 24 年 9 月 1 日
浅見 弘幸		戸 塚 安 行 整 骨 院	川口市長蔵 1 - 1 7 - 2 エンリッチ F V A - 2	平成 24 年 9 月 1 日
篠塚 多美子		株式会社あて 中央在宅マッサージ	飯能市東町 6 - 1 6 菊屋ビル 3 0 3	平成 24 年 7 月 1 日

告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	变 更 事 项	变 更 前	变 更 后
株式会社武蔵野調剤薬局戸田公園店	名 称	武蔵野薬局戸田公園店	株式会社武蔵野調剤薬局戸田公園店
株式会社武蔵野調剤薬局朝霞店	名 称	武 蔵 野 薬 局	株式会社武蔵野調剤薬局朝霞店

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サンドラッグ 戸田新曽薬局	戸 田 市 新 曽 1 8 1 - 2 3	平 成 2 4 年 8 月 3 1 日
ファミリ - 歯 科	新 座 市 馬 場 4 - 7 - 8 ま さ ご ビ ル 2 F	平 成 2 4 年 7 月 3 1 日
くすのき台 薬 局	所 沢 市 く す の き 台 1 - 1 2 - 1 8	平 成 2 4 年 8 月 1 2 日
ひまわり 薬 局 天 神 店	鴻 巣 市 天 神 2 - 1 - 7	平 成 2 4 年 7 月 3 1 日
富 山 歯 科 医 院	戸 田 市 新 曽 南 1 - 1 1 - 1 9	平 成 2 4 年 8 月 2 8 日
ニ ャ 調 剤 薬 局	狭 山 市 入 間 川 3 - 3 - 1 9	平 成 2 4 年 8 月 3 1 日
さ く ら い 医 院	鴻 巣 市 天 神 2 - 2 - 3 6	平 成 2 4 年 7 月 3 1 日

二 指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村 松 光 明		えむず 整骨院	入間市豊岡 5 - 1 - 2 TM第一ビル 201	平 成 2 4 年 5 月 2 6 日

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
い し か わ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	川口市川口1-1-1 キュポラ本棟B103	平成24年9月1日

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修として次のとおり指定した。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

平成二十五年二月三日（日）

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 受講料

五千円

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ハーズ 午前七時から午後八時

（変更後）株式会社ハーズ 午前七時から午後九時

ハ 変更年月日

平成二十四年九月五日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月四日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十八日から平成二十五年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十八日から平成二十五年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目五十 一外

ロ 変更の概要

廃棄物等保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五九立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五九立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十四年十月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月十九日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十八日から平成二十五年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十八日から平成二十五年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

県営土地改良事業小島地区（区画整理事業）の工事を平成二十四年五月十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年九月二十一日認可した。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

本庄北部土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

閲覧所	所在地	閲覧に供する開発登録簿
埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内	東松山市六軒町五番地一	入間郡越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村の区域の開発行為に係るもの
埼玉県熊谷建築安全センター内	熊谷市大字新堀五百番地	児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町の区域の開発行為に係るもの
埼玉県熊谷建築安全センター（秩父駐在）内	秩父市下影森千二番一	秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の区域の開発行為に係るもの
埼玉県越谷建築安全センター（杉戸駐在）内	北葛飾郡杉戸町大字杉戸四百三十二番地	南埼玉郡宮代町及び北葛飾郡杉戸町の区域の開発行為に係るもの

附 則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百二十一号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須はなさき公園

二 位置

加須市船越地内

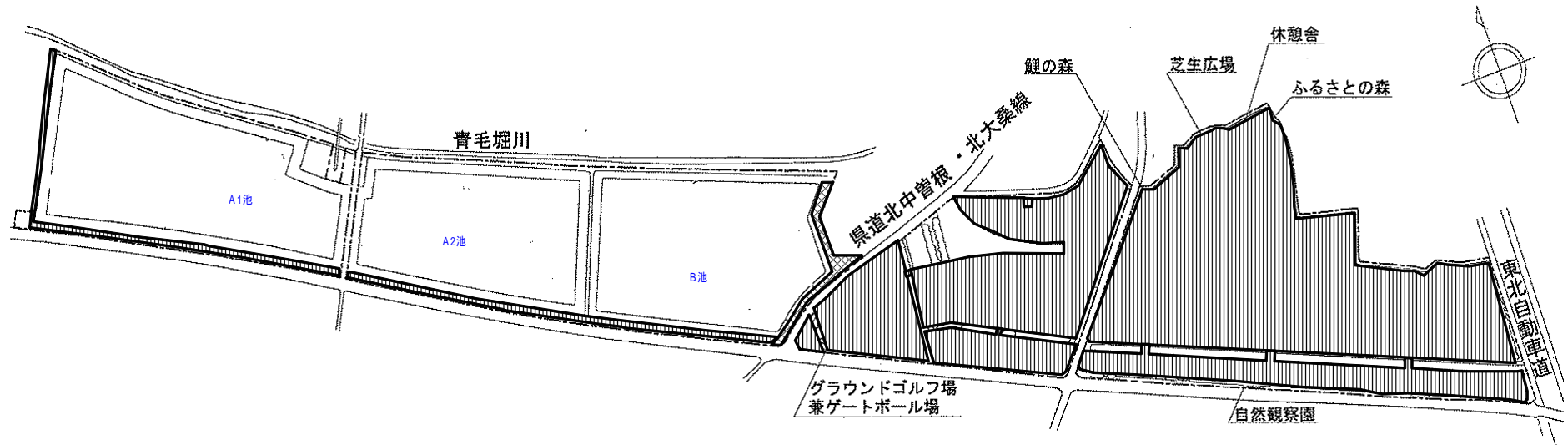
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十四年十月一日

加須はなさき公園



- 凡例 -



供用済の区域



今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積
3,317 m²

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社イトーヨーカ堂

二 指定年月日

平成二十四年九月二十六日

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年3月1日(金)から平成30年2月28日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月7日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月6日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月7日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年11月7日（水）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年10月31日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of suspected person photograph reference system.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,November 7,2012 By mail;5:00p.m.,November 6,2012 In person; 10:30a.m., November 7,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

上中森鴻巣線	路線名
鴻巣市大字川面字前谷五三九番二地先から鴻巣市大字中井字堀三五四番二地先まで	供用開始の区間
平成二十四年十月一日	供用開始の期日
独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路	備考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百六十三号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一一二八番八地先まで</p> <p>同市大字下藤沢字谷ツ</p>	<p>入間市大字下藤沢字味方原</p> <p>六三一番一地先から</p>	区 間
<p>一一・七七〇</p> <p>一七・五四</p>	<p>一一・七七〇</p> <p>二三・五八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>七二・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>平成二十三年六月二十四日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号で告示した大橋架換工事の完了</p>		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字小見字白鳥田 二四四番地先まで</p>	<p>行田市大字小見字白鳥田 二五三番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一四・五六</p>	<p>七・五〇 一二・四七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇九・九四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字小見字白鳥田 二五三番二地先から 同市大字小見字白鳥田 二四四番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年九月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年九月二十八日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第三十五号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長一〇九・九四メートル。</p>	<p>備考</p> <p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う迂回道 路。</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越谷八潮線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
里字深田三八七番一地先まで	越谷市大字下間久里字深田四〇 二番四地先から同市大字下間久	区 間
一六・〇〇 一八・〇〇	一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	一四・〇〇	延長 (メートル)
	住宅宅地関連公共施設整備 推進事業	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

越谷八潮線	路線名
越谷市大字下間久里字深田四〇二番四地 先から同市大字下間久里字深田三八七番 二地先まで	供用開始の区間
平成二十四年九月二十八日	供用開始の期日
平成二十四年九月二十八日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十七号で告 示した道路区域の供用開始 である。	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年三月十三日

指令川建セ第二三〇一〇八一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十一日

川建セ第二四〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字小川字下廣地一二五六番一の一部、一二五七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷四六八番地一八 ヴァレーレ201

嶋田 隼一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十三日

指令川建セ第二三 一三二一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十四日

川建セ第二四 四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山一五四九番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県船橋市田喜野井六丁目二十九番九号 グリーンハウス中里203号

福川 陽介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年六月十一日

指令越建セ第二三〇〇四四二号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十五日

越建セ第三一五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称（二工区）

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目七百九十番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

南彩農業協同組合 代表理事組合長 若林 龍司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月二十日

指令越建セ第二三〇〇七二一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十五日

越建セ第三一六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目八百八十二番六、八百八十五番三、八百八十六番五、八百八十七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十一号

加藤 泰一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月二十四日

指令越建セ第二三〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十五日

越建セ第三一七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門前二千百七十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸二千百七十五番地一

須藤 佐代子

告 示

埼玉県教委告示第三十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、連携科目等の指定を平成二十四年九月一日付けで次のとおり解除した。

平成二十四年九月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 技能教育のための施設の名称

学校法人大川学園大川学園高等専修学校（埼玉県飯能市大字下加治三百四十五番地）

二 指定を解除する連携科目等の名称

リビングデザイン

グラフィックデザイン

デザイン技術